海外情報

OECD のタックス・ヘイブン対策

-租税目的の情報交換に関する最近の動向-

経済協力開発機構 租税政策・税務行政センター

ポリシー・アナリスト 中 島 隆 仁

♦ SUMMARY ♦

2008 年以降、"タックス・ヘイブンの終焉"、"OECD ブラック・リスト公表"、"UBS 顧 客情報米国に開示"といった記事がマスコミを賑わせており、タックス・ヘイブンに対する 先進国等からの国際的圧力の強まりを窺うことができる。

本稿は、このタックス・ヘイブン対策の中心的役割を担っている経済協力開発機構 (OECD: Organization for Economic Co-operation and Development)の事務局(フラン ス・パリ)に派遣された筆者が、OECDの行っている活動について、特に租税目的の情報交 換に関する最近の動きに焦点を当てて、その概要を説明したものである。

現在、OECD がタックス・ヘイブンにつき最も重視しているのは、税率ゼロではなく、租 税目的の情報交換であり、2002 年に OECD がモデルを公表した租税目的の情報交換に特化 した租税情報交換協定(TIEA: Tax Information Exchange Agreement)の署名件数の 2007 年以降に見られる急激な増加は、タックス・ヘイブン対策に関する近年の急速な進展をはっ きりと示している。OECD による 2009 年 4 月 2 日の「進捗報告書」公表以降、タックス・ ヘイブンの最大の関心事は、いかに早く「国際的に合意された租税基準」を満たした租税条 約・TIEA を 12 以上署名して"ホワイト・リスト"入りし、タックス・ヘイブンの悪名から 逃れるかにあり、OECD はその動きを注視している。

(税大ジャーナル編集部)

	目次
1.	はじめに
2.	OECD の活動
3.	最近の急速な進展の背景
4.	国際的に合意された租税基準の実施状況に関する進捗報告書
5.	租税目的の情報交換を妨げる要因
6.	情報交換を実現する具体的方策
7.	アジアの動向
8.	今後の方向性

1. はじめに

2008年以降、"タックス・ヘイブンの終焉"、 "OECD ブラック・リスト公表"、"UBS 顧 客情報米国に開示"といった仰々しい記事を 目にした覚えがある人も多いのではないだろ うか。日本はいわゆる "タックス・ヘイブン" ではないし、税金逃れといえば、まずは"マ ルサ"がイメージされる国なので、いったい 世界で何が起きているのか判然としない人も 多いであろう。本稿では、このタックス・ヘ イブン対策の中心的役割を担っている経済協 力開発機構 (OECD: Organisation for Economic Co-operation and Development, 以下「OECD」という。)が行っている活動 について、特に租税目的の情報交換に関する 最近の動きに焦点を当ててその概要を説明し たい。なお、文中の意見に当たる部分は筆者 の個人的見解であり、その属する組織の見解 ではないことを予め申し添える。

2. OECD の活動

(1) 本題に入る前に、OECD について簡単に 説明したい。OECD は、その前身である OEEC⁽¹⁾加盟国、米国及びカナダが、先進国 間で国際経済全般について協議することを目 的として、1961 年に設立された。IMF や世 界銀行などの国際機関は国連に属しているの で開発途上国も加盟しているが、OECD は国 連傘下の機関ではなく、加盟国も先進 31 カ 国のみである。加盟国の約 80%が欧州諸国で あり、アジアの加盟国は日本と韓国だけとな っている。そのため、他の機関と比べて欧州 の意向がより強く反映される傾向にあるとい えよう。

(2) OECD⁽²⁾は、租税に関する透明性の向上 及び実効性のある情報交換の確立を通じた公 平な競争の実現を目的として、1996年からタ ックス・ヘイブン等の有害税制に関するプロ ジェクトを実施している。このプロジェクト は1996年のOECD閣僚理事会声明を受けて 開始し、同年のG7リヨンサミットでも支持 された。1998年、OECDは「Harmful Tax Competition - An Emerging Global Issue -」 を公表し、タックス・ヘイブンの要件として 以下の4項目を挙げた。

- a) 実効税率がゼロあるいは名目的
- b) 実効性のある情報交換の欠如
- c) 税制・税務行政における透明性の欠如
- d) 実質的な経済活動がない

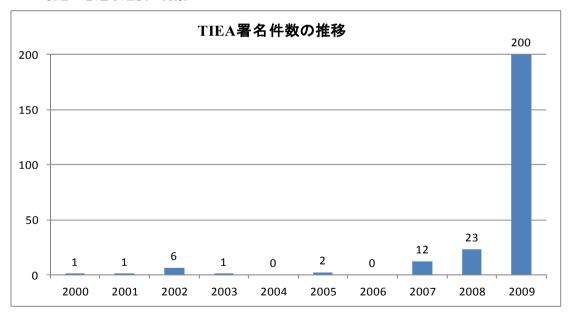
税率がゼロあるいはゼロに近い国・地域が タックス・ヘイブンとの考えが一般的かもし れないが、OECD は 税率ゼロというだけで はタックス・ヘイブンとみなしていない。後 述するように、現在 OECD が最も重視して いるのは租税目的の情報交換である。 2000年に公表した報告書では、1998年報 告書で挙げた要件に基づいて、35カ国・地域 ⁽³⁾をタックス・ヘイブンと認定した。

2001 年報告書では、1998 年報告書で示し た4つの要件のうち、税率については各国・ 地域の主権事項であること、実質的活動の有 無についてはその判定が困難であることを理 由に要件から外し、実効性のある情報交換の 欠如と税制・税務行政における透明性の欠如 の2要件に限定した。

2002年には、2000年報告書の公表後も透明性の向上と実効性のある情報交換の確立

(OECD 基準) を受諾しなかった7カ国・地 域⁽⁴⁾を「非協力的タックス・ヘイブン」と認 定した。その後、2003年にナウルとバヌアツ が、2007年にマーシャル諸島とリベリアがそ れぞれ OECD 基準を受諾したためタック ス・ヘイブンリストから外れ、最終的にアン ドラ、リヒテンシュタイン、モナコの3カ国 が「非協力的タックス・ヘイブン」として残 った。同年には、租税目的の情報交換に特化 した租税情報交換協定(TIEA: Tax Information Exchange Agreement、以下 「TIEA」という。)のモデルを公表した。こ のモデル TIEA は、1998年報告書を受け、 実効性のある情報交換を可能にする法的文書 のモデルとするべく、後述するグローバル・ フォーラムで作成されたものである。

2009 年 5 月には、「非協力的タックス・ヘ イブン」として OECD が認定した上記 3 カ 国は 2009 年 3 月にいずれも OECD 基準を受 諾したことからリストから外れ、現在では「非 協力的タックス・ヘイブン」は存在しない。



3. 最近の急速な進展の背景

上記グラフは、TIEA の年次別署名件数の 推移を示したものである。後述するとおり、 OECD が 2002 年に公表したモデル TIEA は 国際的に合意された租税基準とされており、 タックス・ヘイブンにとって、OECD モデル TIEA と実質的に同一の TIEA に署名するこ とは、タックス・ヘイブンであることの放棄 を意味するともいえよう。上記グラフは OECD モデル TIEA と実質的に同一の TIEA の署名件数を示しており、2007 年以降に見ら れる急激な増加は、タックス・ヘイブン対策 に関する近年の急速な進展をはっきりと示し ている。

2009 年 9 月にメキシコで開催された「透 明性と情報交換に関するグローバル・フォー ラム (Global Forum on Transparency and Exchange of Information) | 後のインタビュ ーで、OECD 事務総長は最近の急速な進展を 「まさに革命的 (nothing short of a revolution) | と評した⁽⁵⁾。「革命的」な進展 が見られた背景には、政治的モメンタムの高 まりがある。2008年7月のG8北海道洞爺湖 サミットの首脳宣言は、「租税に関する透明性 と情報交換の OECD 基準を完全には実施し ていないすべての国に対し、遅滞なく、これ を実施するよう求めるとともに、OECD に対 し、租税回避に関する取組を強化し、2010 年に報告するよう促す。」と言及した。また、 2009年4月のG20ロンドンサミットは、「(租 税目的の)銀行秘密の時代は終わった。| と宣 言した。さらに、2009 年 9 月の G20 ピッツ バーグサミット首脳声明は、2010年3月以 降タックス・ヘイブンに対抗手段

(countermeasures)を発動する可能性を示 唆している。こうした国際的圧力に抗しきれ ずにタックス・ヘイブンが次々と TIEA に署 名している現実が、最近の急速な進展として 現れているのである。政治的モメンタムを高 めた要因としては、以下の事項が挙げられよ う。

- a) リヒテンシュタインでの脱税事件:
 2008 年初め、ドイツはリヒテンシュタインにある LGT (Liechtenstein Global Trust)銀行の顧客名簿をもとにして脱税捜査に乗り出した。この顧客名簿はドイツ当局が元LGT銀行員から入手したものであり、顧客名簿にはドイツの有力者も含まれていたことから社会問題化し、さらに英国や米国などの当局も巻き込んで国際的な脱税事件にまで発展した。
- b) UBS (Union Bank of Switzerland)

関連の脱税事件:2009 年 8 月、米国 とスイスは米国顧客の脱税を幇助し た UBS が米国内国歳入庁に対し脱税 の疑いのある米国顧客の情報を開示 することで合意した。この合意は UBS にとどまらず他のスイスの銀行にも 波及しかねないため、スイスの伝統で ある銀行秘密が崩壊する可能性も指 摘されている。

- c) 金融危機: 2007 年 8 月のサブプライム・ローン問題表面化に端を発し、2008 年 9 月のリーマン・ブラザーズ破綻で決定的となった世界的な金融危機は、経済の停滞に伴って各国に大幅な税収の減少をもたらした。このような状況において、タックス・ヘイブンに眠っている自国民の資産に対して課税もせず放置すべきでないとの議論が高まり、各国がタックス・ヘイブン対策に本腰を入れる契機となったといえる。
- d) オバマ政権の誕生:2008年11月に米 国でオバマ政権が誕生したことも、タ ックス・ヘイブン対策の追い風となっ た。オバマ大統領は大統領就任以前か らタックス・ヘイブン対策に熱心であ り、カール・レヴィン上院議員(民主 党)らとともに「Stop Tax Haven Abuse Act」作成の中心人物の一人で あった。

【G20 ロンドンサミット前の駆け込み】

2009 年初頭、同年 4 月に開催される G20 ロンドンサミットでタックス・ヘイブンのブ ラック・リストが公表され、リストに掲載された国・地域は制裁を受けるかもしれない、 という報道が流れた。当時、この報道の真偽は定かでなかったものの、リヒテンシュタイ ン、スイス、シンガポール等、ブラック・リストに載るかもしれないと予想されていた国・ 地域の多くが同年 2,3 月中に租税目的の情報交換に応じる旨発表した。こうした動きは、 G20 ロンドンサミットで公表されるかもしれないブラック・リストに掲載されることを避 けるためであることは明らかだったが、結果として短期間のうちにかつてないほどの大き な進展がみられることになった。OECD にとっての大きな成果の一つは、OECD 加盟国で ありながら OECD モデル租税条約第 26条(情報交換規定)に留保を付していた 4 カ国(オ ーストリア、スイス、ベルギー、ルクセンブルグ)すべてが G20 ロンドンサミット前に留 保を取り下げたことにより、26条に留保を付している OECD 加盟国があるのに OECD 非 加盟国に 26条を押し付けるのはおかしいとする批判から逃れることができたことであろ う。

4. 国際的に合意された租税基準の実施状 況に関する進捗報告書

2009年4月2日、同日ロンドンで開催されたG20サミットの要請に応じて、OECDは「OECDグローバル・フォーラムが調査した国・地域における国際的に合意された租税基準の実施状況に関する進捗報告書」(。)(以下「進捗報告書」という。)を公表した。ここでいう「国際的に合意された租税基準」とは、具体的には、OECDモデル租税条約第26条または国連モデル租税条約第26条と実質的に同一の情報交換規定、もしくはOECDモデルTIEAと実質的に同一のTIEAを指す。進捗報告書は、以下の3グループに分かれている。

- a) 国際的に合意された租税基準を実質的
 に実施している国・地域(いわゆる"ホ ワイト・リスト")
- b) 国際的に合意された租税基準の遵守を 約束したものの実質的にはまだ実施し ていない国・地域(いわゆる"グレイ・ リスト")
- c) 国際的に合意された租税基準の遵守を 約束していない国・地域(いわゆる"ブ ラック・リスト")

2009年4月2日付進捗報告書では、コス タリカ、マレーシア、フィリピン、ウルグア イの4カ国が"ブラック・リスト"に掲載さ れた。しかし、この4カ国は早急にOECD に対して国際的に合意された租税基準の遵守 を約束する書簡を送付したことから"グレ イ・リスト"に格上げされ、その後"ブラッ ク・リスト"に掲載された国・地域は存在し ない。また、"グレイ・リスト"に記載されて いる国・地域は、OECDモデル租税条約第 26条または国連モデル租税条約第26条と実 質的に同一の情報交換規定を含む租税条約、 もしくはOECDモデルTIEAと実質的に同 一のTIEAを12以上署名した場合には、"ホ ワイト・リスト"に格上げされる⁽¹⁾。

なお、国際法上、条約の署名は、条約文を 確定し、また、条約に拘束されることについ ての同意の表明を意味するものであり⁽⁸⁾、日 本の場合には、国会の承認を受けて条約が発 効し、適用が開始するまでは、租税条約・ TIEA に基づく情報交換は行われないことに 留意する必要がある。 【G20 ロンドンサミットの舞台裏-消えた香港・マカオ-】

進捗報告書の"ホワイト・リスト"に掲載されている中国には、「国際的に合意された租 税基準の実施を約束した特別行政区を除く。」という脚注が付いている。ここでいう「特別 行政区」が香港とマカオであることは明らかだが、「特別行政区」の具体的な名前は進捗報 告書のどこにもない。進捗報告書に掲載されている国・地域はグローバル・フォーラムの 年次審査報告書に基づいており、香港とマカオも同報告書で審査対象となっているにもか かわらず、である。マカオの名前が進捗報告書のどこにもないことに関し、2009年4月3 日のBBC (英国国営放送)ホームページは、フランス(サルコジ大統領)がマカオを進捗 報告書に記載することを強く主張したものの中国(胡錦濤主席)が強硬に反対して折り合 いがつかず、最後は米国(オバマ大統領)の仲裁で最終的にマカオが進捗報告書から外れ たという記事を掲載した。

5. 租税目的の情報交換を妨げる要因

(1) グローバル・フォーラム 2009 年報告書 は、香港、マレーシア、フィリピン、シンガ ポールが、情報交換に応じる前提として自国 の課税上の利益 (domestic tax interest) が あることを求めているとしている。この場合、 例えば、情報交換要請を受けた国・地域にと って、国外所得のみを有する非居住者に関す る自国の課税上の利益がある可能性は極めて 低いので、そのような者に関する情報交換は、 事実上不可能であろう。しかし、いずれの国・ 地域も、自国の課税上の利益を理由に情報交 換を拒否できないことを規定した OECD モ デル租税条約第26条第4項を受け入れ、2009 年中に国内法を改正してこの要件を廃止する 予定であることから、2010年以降はこの障害 は存在しなくなる見込みである。

(2) 租税目的の情報交換を妨げる要因として 最もよく知られているのは、銀行秘密(bank secrecy)であろう。スイスの場合、その厳格 な銀行秘密を信頼して世界中の富裕層が資産 を預けてきたといっても過言ではあるまい。 しかし、2009年4月のG20ロンドンサミッ ト開催時には、主要な国際金融センターはお よそすべて銀行秘密を理由に情報交換を拒否 できないことを規定したOECDモデル租税 条約第26条第5項を受け入れ、事実上租税 目的の銀行秘密を放棄することを表明したこ とから、同サミットは「(租税目的の)銀行秘 密の時代は終わった。」と宣言した。グローバ ル・フォーラム2009年報告書は、銀行秘密 へのアクセスが制限されるケースとして、以 下の事項を指摘している。

- a) 刑事の租税事案 (criminal tax matters): スイス、マカオ等17カ国・ 地域⁽⁰⁾は、刑事の租税事案に限って銀 行秘密へのアクセスを認めている。
- b) 刑事の租税事案+一部の民事の租税
 事案(civil tax matters): チリ、香港
 等7カ国・地域⁽¹⁰⁾は、刑事の租税事案
 及び一部の民事の租税事案に限って
 銀行秘密へのアクセスを認めている。
- c) 銀行秘密へのアクセスは不可: グア テマラ、ナウル、パナマ、フィリピン は、いかなる情報交換目的の銀行秘密 へのアクセスも認めていない。

既に述べたとおり、多くの国・地域が情報 交換を可能にするべく国内法を改正している。 自国の課税上の利益と同じく、租税目的の銀 行秘密も 2010 年以降は過去の話となる見込 みである。 【スイスのタックス外交】

2009年4月2日にOECDが進捗報告書を公表した後、"グレイ・リスト"に記載された スイスは大統領名でOECD事務総長宛に書簡を送り、スイスを含めたOECD加盟国に対 して何の事前相談もなく進捗報告書が作成・公表されたことに強い不満を示した。他方で、 スイスはOECDモデル租税条約第26条と実質的に同一の情報交換規定を取り入れた租税 条約交渉を次々と行い、2009年9月のG20ピッツバーグサミット直前に"12"の基準を クリアしたため、2009年9月25日付進捗報告書で"ホワイト・リスト"に格上げされた。 スイス大統領の書簡は、スイス財務省ホームページで公表されている (http://www.efd.admin.ch/themen/00796/01377/01419/index.html?lang=en)。

6. 情報交換を実現する具体的方策

(1) 租税目的の透明性の向上や情報交換を確 立するための具体的方策として、2005年に開 催されたグローバル・フォーラムのメルボル ン会合では、次の3つのアプローチについて 議論した。

- a) 個別行動:国内法の改正や執行の適正
 化による対応
- b) 二国間行動: OECD モデル租税条約第
 26 条と実質的に同一の情報交換規定
 を取り入れた租税条約、OECD モデル
 TIEA と実質的に同一の TIEA の締結
- c) 集合的行動: グローバル・フォーラム における透明性・情報交換に関する各 国・地域の税制・税務行政の審査(年 次審査報告書の公表)

a)は基本的に各国・地域内の問題であるも のの、OECDではグローバル・フォーラムで の議論やアウトリーチ活動を通じて、情報交 換を可能にする国内法の改正などを促してい る。

現在、租税目的の情報交換のための税制の 整備の中心となっているのが b)である。タッ クス・ヘイブンにとって、OECD が公表して いる進捗報告書で一日も早く"ホワイト・リ スト"に仲間入りすることが当面の課題であ り、そのためには OECD モデル租税条約第 26 条と実質的に同一の情報交換規定を取り 入れた租税条約、または OECD モデル TIEA と実質的に同一の TIEA を 12 以上署名する ことが求められているからである。

2005年に改正された OECD モデル租税条 約第26条には、新たに第4項と第5項が追加された。第4項は、自国の課税上の利益がないからというだけでは情報交換要請を拒否することができないこと、第5項は、銀行その他の金融機関が情報を持っているからというだけでは情報交換要請を拒否することができないことを、それぞれ規定している。最近の議論でより多くの注目を集めているのは、第5項である。

2008年には国連モデル租税条約第26条が 改正され、OECDモデル租税条約第26条第 4項、第5項と同様の規定が追加された。一 般に、OECDモデルは先進国用、国連モデル は開発途上国用と認識されているが、この改 正により、情報交換に関しては両モデルが同 じ考え方に立つことになった。

c)のグローバル・フォーラムは、すべての 国・地域間で公正な競争を可能にするための 租税に関するハイレベルな透明性と情報交換 を実現することを目的として、2000年に創設 された。OECD加盟国・非加盟国で構成され る参加国は、創設当初は32カ国・地域であ ったが、現在では91カ国・地域にまで拡大 している。なお、OECDには「グローバル・ フォーラム」と称する会議が租税関係を含め ていくつか存在するが、本稿で言及している のはすべて「透明性と情報交換に関するグロ ーバル・フォーラム」である。 前述のとおり、2002 年にグローバル・フォ ーラムはモデル TIEA を公表した。このモデ ルは、後に「国際的に合意された租税基準」 となった。2003 年のオタワ会合では、グロー バル・フォーラムの下にサブ・グループ

(Sub-Group on Level Playing Field Issues)を設置し、透明性と情報交換の更な る進展を図ることで合意した。2004年のベル リン会合では、透明性と情報交換に関する参 加国・地域の税制・税務行政の年次審査を行 うことで合意した。年次審査報告書は 2006 年に完成し、以降毎年公表されている。2005 年のメルボルン会合では、これまでの進捗状 況を確認するとともに、更なる進展が必要な 分野について議論された。2009年9月のメ キシコ会合では、グローバル・フォーラムを 再構築して OECD 加盟国、G20 参加国、2009 年度審査報告書で審査された国・地域を全て 含めるべく参加国・地域を拡大するとともに、 透明性と情報交換に関する相互審査を実施す ることなどが合意された。相互審査を実施す るためのピア・リビュー・グループ (Peer Review Group) が設置された一方、2002 年 に設置されたサブ・グループは廃止された。

(2) 上記グローバル・フォーラムについて追記したい。メキシコ会合後、グローバル・フォーラムはその作業の方向性を決める下部組織として15カ国・地域からなるステアリング・グループ(Steering Group)⁽¹¹⁾を、相互審査を実施する下部組織として30カ国・地域からなるピア・リビュー・グループ⁽¹²⁾を設置した。日本はステアリング・グループ、ピア・リビュー・グループともにメンバーとなっており、OECD加盟国の立場だけでなく、アジアの代表としての立場からも重要な役割が期待されているといえよう。

グローバル・フォーラム加盟国・地域はす べて相互審査を受けることになる。相互審査 はフェイズ1とフェイズ2に分かれ、フェイ ズ1は情報交換のための法的枠組みを、フェ イズ2はその法的枠組みの実際の執行状況を 審査する。相互審査は2010年3月から始ま り、フェイズ1は2012年6月までに、フェ イズ2は2014年6月までに実施し、その結 果はグローバル・フォーラムで承認された後 に報告書として公表される予定である⁽¹³⁾。報 告書には問題点が見つかった場合の改善勧告 なども含まれることになろう。

(3) 各国・地域が行っている「国際的に合意 された租税基準」を遵守する方法は、2 つに 大別することができる。1 つは、国内法を改 正して情報交換を可能にする一方で、条約も 締結する方法(国内法改正・条約締結型)、2 つめは、国内法は改正せず、OECDモデル租 税条約第 26 条または国連モデル租税条約第 26 条と実質的に同一の情報交換規定を取り 入れた租税条約、もしくは OECDモデル TIEAと実質的に同一のTIEAを締結する方 法(条約締結型)である。

国内法改正・条約締結型の場合、情報交換 を認めない国内法を改正するとともに、 OECD 租税条約モデル第26条または国連モ デル租税条約第26条と実質的に同一の情報 交換規定を取り入れた租税条約、もしくは **OECD** モデル TIEA と実質的に同一の TIEA を締結するものである。シンガポールやオー ストリアがこの例である。原則として、国内 法を改正しただけでは情報交換を行うことは できないが、チリのように、情報交換規定を 有する租税条約のネットワークを既に持って いる場合には、改正された国内法が発効すれ ば条約を改正しなくても既存の条約ネットワ ークを使って情報交換要請に応じることがで きる場合もある。また、2009年、ケイマン諸 島とセントキッツ・ネーヴィスは、条約を締 結せずに単独で特定の国・地域との情報交換 を可能にする国内法を制定した。これは、上 記 6. (1) a) にある「個別行動」による情報

交換とみることができる。なお、国内法の改 正内容・執行状況によっては、実質的には情 報交換に応じないのと同じ状況となる可能性 も残ることに留意する必要がある。 条約締結型の場合、情報交換を認めない国内 法は変えずに条約相手国に対してのみ国内法 をオーバーライドさせて情報交換要請に応じ ることになる。必要最小限の対応で情報交換 に応じるものといえよう。スイスやルクセン ブルグがこの例である。

【「国際的に合意された租税基準」とは】

透明性と情報交換の原則を遵守しているか否かを判断する基準としてOECDが用いてい る「国際的に合意された租税基準」について、OECDは、「OECDが作成し、国連及びG20 が承認した、自国の課税上の利益や銀行機密にかかわらず、すべての租税に関する要請に 基づく情報交換を行うもの」と説明している。既に説明したとおり、具体的には、OECD モデル租税条約第26条または国連モデル租税条約第26条と実質的に同一の情報交換規定 を取り入れた租税条約、もしくはOECDモデルTIEAと実質的に同一のTIEAであれば、 「国際的に合意された租税基準」を満たしていることになる。OECD 加盟国は先進31カ 国のみであり、グローバル・フォーラムには開発途上国を含めたOECD 非加盟国も参加し ているとはいえ、OECDが公表したモデル租税条約第26条及びモデルTIEAを「国際的 に合意された」ものと言い切ることには異論もあろう。そのため、2008年10月に国連税 務国際協力専門家委員会(UN Committee of Experts on International Cooperation in Tax Matters)がOECDモデル租税条約第26条第4項、5項を国連モデル租税条約第26条に 取り入れたことにより、OECD基準が「国際的に合意された」基準であると明確に説明す ることができるようになったのである。

7. アジアの動向

一連の租税目的の情報交換の議論は欧米を 中心としたものである感が否めないものの (14)、言うまでもなくアジアにも影響が及んで いる。2009 年 4 月 2 日に公表された進捗報 告書で"ブラック・リスト"に掲載された 4 カ国のうち、2カ国がアジアであった。タッ クス・ヘイブンと聞いて誰もが真っ先に思い 浮かべる名前でなく、マレーシアとフィリピ ンが"ブラック・リスト"に掲載されたこと に違和感を感じた人も少なくないのではない だろうか。この背景には、両国が OECD 非 加盟国であることもあって欧米を中心とした 議論との間に距離があった、言い換えれば、 欧米中心のタックス・ヘイブン対策にどれだ け敏感に反応したかの違いが現れていたよう に思われる。実際、"ブラック・リスト"の4 カ国の中に欧州の国・地域が一つもなかった のは、その証左と言えるのではないだろうか。

既に説明したとおり、香港とマカオの名前 は2009年4月2日にOECDが公表した進捗 報告書には登場しないが、他方でグローバ ル・フォーラム年次報告書はそれぞれの地域 内法が租税目的の情報交換を妨げている旨指 摘している。2009年初め、両地域はそれぞれ、 国際的に合意された租税基準に基づいて情報 交換を可能にする地域内法の改正を2009年 中に実施する旨発表した。なお、日中租税協 定は香港及びマカオには適用されないため、 日本は同協定に基づいて香港・マカオに情報 交換を要請することはできない。

シンガポールは、2009 年 3 月に国際的に 合意された租税基準の遵守を約束したものの 実施にまでは至っていなかったため、2009 年 4 月 2 日の進捗報告書で"グレイ・リスト" に掲載された。しかし、その後着々とOECD 租税条約モデル第 26 条と実質的に同一の情 報交換規定を取り入れた租税条約・改正議定 書に署名し、2009 年 11 月 13 日の進捗報告 書で"ホワイト・リスト"に格上げされた。 また、情報交換を可能にする国内法の改正も 行った。

マレーシアは、自国の課税上の利益がある 場合しか情報交換をが認めず、また、オフシ ョア金融センターを有するラブアンで銀行秘 密へのアクセスが制限されており、さらに、 国際的に合意された租税基準の遵守を約束し ていなかったため、2009年4月2日の進捗 報告書で"ブラック・リスト"に掲載された。 しかし、その後すぐに国際的に合意された租 税基準を遵守することを約束し、"グレイ・リ スト"に格上げされた。2009 年 8 月に署名 したブルネイとの間の租税条約で初めて OECD 租税条約モデル第26条第4項、5項 を含む情報交換規定を取り入れ、その後も同 様の方針で条約交渉を行い、2010年2月18 日の進捗報告書で"ホワイト・リスト"に格 上げされた。また、情報交換を可能にする国 内法の改正も行った。

フィリピンは、自国の課税上の利益がある

【スイスからシンガポールへ】

場合しか情報交換を認めず、また、銀行秘密 へのアクセスが不可能であり、さらに、国際 的に合意された租税基準の遵守を約束してい なかったため、2009 年 4 月 2 日の進捗報告 書で"ブラック・リスト"に掲載された。し かし、その後すぐに国際的に合意された租税 基準を遵守することを約束し、"グレイ・リス ト"に格上げされた。情報交換を可能にする ための国内法の改正は行ったものの、2010 年 5 月 19 日現在、国際的に合意された租税 基準を取り入れた租税条約・TIEA にはまだ 署名していない。

ブルネイは、2010年5月19日現在、進捗 報告書の"グレイ・リスト"に掲載されてい る。2009年1月に日本との租税条約に署名 したが、これはブルネイが OECD 租税条約 モデル第26条第4項、5項を取り入れた最初 のケースとなった。

なお、日本と経済的関係の深いタイ及びベ トナムは、2010年5月19日現在、グローバ ル・フォーラムに参加していないため、一連 の議論には登場しない。

2007 年以降シンガポールへの資金流入が増える一方、スイスからの資金流出が増えてい るという記事を読んだことがある人もいるであろう。UBS が金融危機を契機に経営危機に 陥ったことや、前述した脱税の疑いがある顧客情報が米国に提供される事案を契機に、世 界の富裕者層の資産が UBS はじめスイスから離れ、スイスと同じくプライベート・バンキ ングの発達したシンガポールに流入しているという。脱税の疑いがある顧客の情報提供に 関しては、既に述べたとおり、スイスだけでなくシンガポールも情報交換に応じることを 表明しており、スイスとシンガポールに差異はない。他の主要な国際金融センターも情報 交換を受け入れており、情報交換の実施状況にもよるが、今後、富裕者層の資産はどこに 預けても税務当局の目から逃れられないことを前提に運用されることになるであろう。

8. 今後の方向性

(1) 現在、租税目的の透明性と情報交換を議論するための最大の多国間協議の場は、グロ ーバル・フォーラムである。2009 年 9 月の メキシコ会合には 90 近くの国・地域等が参 加した。既に説明したとおり、メキシコ会合 では相互審査の実施が合意され、2010 年 3 月から始まったところである。言うまでもな く、条約の締結や国内法の改正によって税制 を整備するだけでは十分でない。実効性のあ る情報交換が実施されてこそ税制の整備が意 味を持つのであり、ピア・リビュー・グルー プによる相互審査は、これをチェックする重 要な役割を担っている。進捗報告書で"グレ

イ・リスト"から"ホワイト・リスト"に移 行する国・地域がますます増える状況にあっ て、OECDの関心は国際的に合意された租税 基準を満たした租税条約・TIEA の「署名」 から「実施」に移行しているといってよく、 ピア・リビュー・グループによる相互審査は まさにこれを担保する役割を果たすのである。 情報交換は、先進国からタックス・ヘイブン に対して要請するケースが逆のケースより圧 倒的に多くなるものと予想されるが、人的資 源の少ないタックス・ヘイブンが大量の情報 交換要請にどのように対応するかという課題 が残るであろう。同時に、情報交換要請国は 要請受領国が情報を提供しやすいよう、具体 的で明確な要請を行う必要がある(15)。グロー バル・フォーラムは、今後、こうした課題に 取り組んでいくものと思われる。

また、相互審査の実施は、一部の国・地域 にとって政治的にセンシティブであることか ら、こうした国・地域との間でいかに信頼関 係を醸成して相互審査を公正で意味のあるも のにするかが、グローバル・フォーラムの大 きな課題となるように思われる。これに関連 して、グローバル・フォーラムには OECD 非 加盟国も多数参加しているため、OECD 加盟 国だけの会合と比べると意思決定により多く の時間がかかる場合が生じる可能性は否定で きない。しかし、世界経済の議論の場が G7 から G20 に移りつつあるのと同じく、租税の 分野においても、もはや先進国だけで議論を 進める時代ではなく、OECD もそれを認識し た上でグローバル・フォーラム参加国・地域 の拡大を図り、より実効性のある方策を追求 しようとしているのではないだろうか。

なお、相互審査とは異なるが、英国の王室 属領(Crown Dependencies)であるジャー ジーやガーンジーなどは、英国から法人税導 入などの税制改革の圧力を受けているという ⁽¹⁶⁾。タックス・ヘイブンには英国などの海外 領土も少なくないため、本国との関係がタッ クス・ヘイブンの税制・税務行政に影響を与 える可能性はあるであろう。

(2) TIEA の交渉を加速させる手段として注 目されているのが、いわゆる北欧方式

(Nordic approach) である。タックス・ヘ イブンの多くは小規模の国・地域であり、租 税条約・TIEA の交渉を担当する職員数は少 ない。また、カリブ海や太平洋などに位置す るものが多いため、条約交渉を頻繁に行うこ とには物理的に困難が伴う。こうした人的・ 物理的制約を克服するため、2007年以降、北 欧諸国(スウェーデン、ノルウェー、フィン ランド、デンマーク、アイスランド、グリー ンランド、フェロー諸島)は、多国間交渉・ 二国間署名の方式を採用して TIEA 交渉を加 速させた。これは、北欧諸国共通の条約案文 を用意してしてその中の1カ国が北欧諸国の 代表としてタックス・ヘイブンと条約交渉を 行い、基本合意に達した後の署名は各国・地 域が個別に行うというものである。ケイマン 諸島、バミューダ、ジャージーなどが北欧諸 国との間でこの方式による条約交渉を行った。 二国間協定という点では従来の TIEA と同じ であるが、交渉過程を効率化した点に意義を 見出すことができよう。

(3) 2009年4月2日の進捗報告書公表以降、 タックス・ヘイブンの最大の関心事は、いか に早く国際的に合意された租税基準を満たし た租税条約・TIEAを12以上署名して"ホワ イト・リスト"入りし、タックス・ヘイブン の悪名から逃れるかにあるといえよう。租税 条約・TIEAへの署名は国際的に合意された 租税基準を満たすために必要な第一歩であり、 また、G20ピッツバーグサミットの首脳宣言 で言及されているとおり、2010年3月以降 タックス・ヘイブンに対抗手段が発動される かもしれないような状況にあっては、これは 当然の動きともいえる⁽¹⁷⁾。しかし、署名を急 ぐあまり、経済的関係の薄い国・地域との間 で租税条約・TIEA を次々と署名したところ で、租税目的の情報交換の観点からはあまり 意味がない。条約締結相手国が適切かどうか の判断は各国・地域において行うべき事項で あるが、OECD はそれが単なる数合わせの遊 び (Numbers Game) にならないよう注視し ているところである。また、タックス・ヘイ ブン同士で租税条約・TIEA を締結すること によって"12"の基準を形骸化させる可能性 も指摘されているが、実際にはそのような租 税条約・TIEA は全体の 10%程度にとどまっ ている⁽¹⁸⁾。

A PROGRESS REPORT ON THE JURISDICTIONS SURVEYED BY THE OECD GLOBAL FORUM IN IMPLEMENTING THE INTERNATIONALLY AGREED TAX STANDARD'

Progress made as at 19th May 2010 (Original Progress Report 2nd April 2009)

Jurisdictions that have substantially implemented the internationally agreed tax standard					
Andorra	Czech Republic	Japan	St Lucia		
Anguilla	Denmark	Jersey	St Vincent and the Grenadines		
Antigua and Barbuda	Dominica	Korea	Samoa		
Argentina	Estonia	Liechtenstein	San Marino		
Aruba	Finland	Luxembourg	Seychelles		
Australia	France	Malaysia	Singapore		
Austria	Germany	Malta	Slovak Republic		
The Bahamas	Gibraltar	Mauritius	Slovenia		
Bahrain	Greece	Mexico	South Africa		
Barbados	Grenada	Monaco	Spain		
Belgium	Guernsey	Netherlands	Sweden		
Bermuda	Hungary	Netherlands Antilles	Switzerland		
British Virgin Islands	Iceland	New Zealand	Turkey		
Canada	India	Norway	Turks and Caicos Islands		
Cayman Islands	Ireland	Poland	United Arab Emirates		
Chile	Isle of Man	Portugal	United Kingdom		
China ²	Israel	Russian Federation	United States		
Cyprus	Italy	St Kitts and Nevis	US Virgin Islands		

Jurisdictions that have committed to the internationally agreed tax standard, but have not yet substantially implemented						
Jurisdiction	Year of	Number of	Jurisdiction	Year of	Number of	
	Commitment	Agreements		Commitment	Agreements	
Tax Havens ³						
Belize	2002	(4)	Nauru	2003	(0)	
Cook Islands	2002	(11)	Niue	2002	(0)	
Liberia	2007	(0)	Panama	2002	(1)	
Marshall Islands	2007	(2)	Vanuatu	2003	(2)	
Montserrat	2002	(3)				
Other Financial Centres						
Brunei	2009	(9)	Philippines	2009	(0)	
Costa Rica	2009	(1)	Uruguay	2009	(5)	
Guatemala	2009	(0)				

Jurisdictions that have not committed to the internationally agreed tax standard					
Jurisdiction Number of Jurisdiction Number of					
	Agreements		Agreements		
All jurisdictions surveyed by the Global Forum have now committed to the internationally agreed tax					
standard					

^{1.} The internationally agreed tax standard, which was developed by the OECD in co-operation with non-OECD countries and which was endorsed by G20 Finance Ministers at their Berlin Meeting in 2004 and by the UN Committee of Experts on International Cooperation in Tax Matters at its October 2008 Meeting, requires exchange of information on request in all tax matters for the administration and enforcement of domestic tax law without regard to a domestic tax interest requirement or bank secrecy for tax purposes. It also provides for extensive safeguards to protect the confidentiality of the information exchanged.

² Excluding the Special Administrative Regions, which have committed to implement the internationally agreed tax standard.

³. These jurisdictions were identified in 2000 as meeting the tax haven criteria as described in the 1998 OECD report.

OECD グローバル・フォーラムが調査した国・地域における 国際的に合意された租税基準の実施状況に関する進捗報告書¹

2010年5月19日現在の進捗状況 (2009年4月2日付最初の進捗報告書)

国際的に合意された租税基準を実質的に実施している国・地域					
アンドラ	チェコ	日本	セントルシア		
アンギラ	デンマーク	ジャージー	セントビンセント・グレナディーン諸島		
アンティグア・バーブーダ	ドミニカ	韓国	サモア		
アルゼンチン	エストニア	リヒテンシュタイン	サンマリノ		
アルバ	フィンランド	ルクセンブルク	セイシェル		
オーストラリア	フランス	マレーシア	シンガポール		
オーストリア	ドイツ	マルタ	スロバキア		
バハマ	ジブラルタル	モーリシャス	スロベニア		
バーレーン	ギリシャ	メキシコ	南アフリカ		
バルバドス	グレナダ	モナコ	スペイン		
ベルギー	ガーンジー	オランダ	スウェーデン		
バミューダ	ハンガリー	蘭領アンティル諸島	スイス		
	アイスランド	ニュージーランド	トルコ		
英領ヴァージン諸島	インド	ノルウェー	タークス・カイコス諸島		
カナダ	アイルランド	ポーランド	アラブ首長国連邦		
ケイマン諸島	マン島	ポルトガル	イギリス		
チリ	イスラエル	ロシア	アメリカ		
中国2	イタリア	セントキッツ・ネーウ゛ィス	米領ヴァージン諸島		
キプロス					

国際的に合意された租税基準の遵守を約束したものの実質的にはまだ実施していない国・地域					
国・地域	約束した年	条約数	国・地域	約束した年	条約数
		タックス・	ヘイブン ³		
ベリーズ	2002	(4)	ナウル	2003	(0)
クック諸島	2002	(11)	ニウエ	2002	(0)
リベリア	2007	(0)	パナマ	2002	(1)
マーシャル諸島	2007	(2)	バヌアツ	2003	(2)
モンセラット	2002	(3)			
その他の金融センター					
ブルネイ	2009	(9)	フィリピン	2009	(0)
コスタリカ	2009	(1)	ウルグアイ	2009	(5)
グアテマラ	2009	(0)			

国際的に合意された租税基準の遵守を約束していない国・地域							
国・地域	国・地域 条約数 国・地域 条約数						
グローバル・フォーラムが調査したすべての国・地域は、国際的に合意された租税基準の遵守を約束して							
いる。							

^{1.} 国際的に合意された租税基準は、OECD が OECD 非加盟国と協力して作成し、2004年にベルリンで開催された G20 財務大臣会合及び 2008年 10 月の国連税務国際協力専門家委員会で支持されたものであり、自国の課税上の利益や租税目的の銀行秘密を主張することな く、各国の税務関連法令を執行するために全税目における要請に基づく情報交換を必要とするものである。また、交換された情報の秘 密を保持するために、広範な保護条項を条件としている。

² 国際的に合意された租税基準の実施を約束した特別行政区を除く。

3. これらの国・地域は、1998年 OECD報告書に記述されたタックス・ヘイブンの規準を満たしているとして、2000年に認定された。

- (1) OEEC (Organisation for European Economic Co-operation)は、第二次世界大戦後の欧州経済の復興を支援する米国によるマーシャル・プランの実施機関として、1948年に欧州 16カ国により設立された。
- ⁽²⁾ OECD 内で租税に関する事項を担当している のが租税政策・税務行政センター (CTPA: Centre for Tax Policy and Administration) である。
- (3) アンドラ、アンギラ、アンティグア・バーブー ダ、アルバ、バハマ、バーレーン、バルバドス、 ベリーズ、英領ヴァージン諸島、クック諸島、ド ミニカ、ジブラルタル、グレナダ、ガーンジー、 マン島、ジャージー、リベリア、リヒテンシュタ イン、モルディブ、マーシャル諸島、モナコ、モ ンセラット、ナウル、蘭領アンティル諸島、ニウ エ、パナマ、サモア、セイシェル、セントルシア、 セントキッツ・ネーヴィス、セントビンセント・ グレナディーン諸島、トンガ、タークス・カイコ ス諸島、米領ヴァージン諸島、バヌアツ
- (4) アンドラ、リヒテンシュタイン、リベリア、モ ナコ、マーシャル諸島、ナウル、バヌアツ
- ⁽⁵⁾ OECD ウェブサイト

(<u>http://www.oecd.org/document/43/0,3343,en</u> 2649 33745 43601579 1 1 1 37427,00.html)

- (6) 本稿の最後に別添。最新版は OECD ウェブサ イトを参照 (<u>http://www.oecd.org/dataoecd/50/0/</u> <u>43606256.pdf</u>)。
- (7) 2010年5月19日現在、アンドラ、アンギラ、 アンティグア・バーブーダ、アルバ、バハマ、バ ーレーン、バミューダ、英領ヴァージン諸島、ケ イマン諸島、ドミニカ、ジブラルタル、グレナダ、 リヒテンシュタイン、マレーシア、モナコ、蘭領 アンティル諸島、セントキッツ・ネーヴィス、セ ントルシア、セントビンセント・グレナディーン 諸島、サモア、サンマリノ、タークス・カイコス 諸島、オーストリア、ベルギー、チリ、ルクセン ブルク、、シンガポール、スイスの28カ国・地域 が"グレイ・リスト"から"ホワイト・リスト"に 格上げされた。
- (8) 条約法に関するウィーン条約第10条、11条
 (9) アンドラ、オーストリア、ベリーズ、クック諸島、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マカオ、ニウエ、サモア、サンマリノ、セントキッツ・ネーヴィス、セントルチア、セントビンセント・グレナディーン諸島、スイス、タークス・カイコ

ス諸島、ウルグアイ、バヌアツ

(10) アンギラ、チリ、ジブラルタル、香港、マレーシア、モンセラット、シンガポール

(11) オーストラリアが議長、中国、ドイツ、バミュ ーダが副議長を務める。

(12) フランスが議長、インド、日本、シンガポール、 ジャージーが副議長を務める。

(13) グローバル・フォーラムについての詳細はウェブサイトを参照。

(<u>http://www.oecd.org/site/0,3407,en_21571361</u> <u>43854757 1 1 1 1 1,00.html</u>)

(14) メディアの反応も同様であり、OECD がプレス・コンファレンスを開催しても、地理的な制約も一因であろうが日本を含めたアジアのメディア関係者の参加はほとんどなく、大半が欧州のメディアである。

⁽¹⁵⁾ OECD は情報交換マニュアルを公表している
 (<u>http://www.oecd.org/document/5/0,3343,en 2</u>
 649 33767 36647621 1 1 1 1,00.html)。

(16) Financial Times

- (http://www.ft.com/cms/s/6228f1e4-b9c3-11de-a 747-00144feab49a,Authorised=false.html? i lo cation=http%3A%2F%2Fwww.ft.com%2Fcms% 2Fs%2F0%2F6228f1e4-b9c3-11de-a747-00144f eab49a.html& i referer)
- (17) 国際的な圧力が強まっている現状では、たとえ OECD 非加盟国であってもこれを無視すること はできないようであり、実際、対応策の相談や講 演依頼、要人との会談要請が OECD に多く寄せら れている。

(18) OECD 資料 (<u>http://www.oecd.org/dataoecd/32/45/</u> <u>43757434.pdf</u>)